

# 行政経営会議 事案書

開催日：令和6年10月24日（木）

担当課：健康福祉部 医療健診課

件 名：第3次大和市歯及び口腔の健康づくり推進計画の策定について	
提出理由：第3次大和市歯及び口腔の健康づくり推進計画を策定するにあたり、素案の内容について了承を得るため	
<p>内 容：</p> <p>1 歯及び口腔の健康づくり推進計画とは</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・歯と口腔の健康づくりを通じて、市民の生涯にわたる健康の保持増進を目的として、歯と口腔の健康づくりの取組を推進していくため「大和市歯及び口腔の健康づくり推進条例」（以下、条例という。）第8条に基づき策定するもの。</li></ul>	<p>4 計画の概要</p> <p>(1) 計画期間 令和7年度～令和11年度（5年間）</p> <p>(2) 主な構成 基本理念及び基本的施策は条例の規定を踏まえ、現行計画と同様とする。</p> <p>1) 基本理念 生き生きとした生活のための歯と口腔の健康づくり</p> <p>2) 基本目標</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 歯科疾患の予防</li><li>② 口腔機能の獲得及び維持・向上</li></ul> <p>3) 基本的施策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 歯及び口腔の健康づくりに係る情報の収集提供</li><li>② 歯及び口腔の疾患の予防及び早期発見のための歯科健康診査の実施</li><li>③ 障がい者、要介護者に係る歯及び口腔の健康づくりの推進</li><li>④ 口腔がん対策</li><li>⑤ 歯及び口腔の健康づくりに取り組む人材育成</li><li>⑥ その他推進に必要な施策</li></ul> <p>※各基本的施策に活動指標と具体的な取組を設定</p> <p>※評価指標については、県の指標を参考にした新たな項目を設定</p> <p>(3) 進行管理 評価指標と活動指標で取組を検証し、計画の最終年度には市民意識調査を実施し、次期計画策定に向けた評価を行う。</p>
<p>2 計画策定の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・国は、国民皆歯科健診に向けた取組の推進を示すとともに、計画等において、地域における取組の充実や、健康寿命の延伸と歯・口腔に関する健康格差の縮小を求めている。</li><li>・県は、国の計画等と整合を図りながら、令和6年度から「第2次神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」に基づき、取組を進めている。</li><li>・本市では歯と口腔の健康づくりを推進するため、平成27年3月に「大和市歯及び口腔の健康づくり推進計画」を、平成31年3月には同計画の第2次計画を策定。</li><li>・第2次計画は令和6年度で計画期間が終了することから、必要な施策を推進する基盤となる「第3次大和市歯及び口腔の健康づくり推進計画」を策定する必要がある。</li></ul>	<p>3 計画策定の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・策定にあたっては、第10次総合計画との整合を図るとともに、「歯科口腔保健の推進に関する法律」等の法令、国や県の計画等との整合も図る。</li><li>・歯科疾患予防のための定期的な健診受診等が課題となっていることから、市民が自ら口腔機能の維持向上を積極的に推進できるような計画とする。</li><li>・国や県が示すライフコースアプローチ（※）の考え方を踏まえ、各ライフステージの取組を充実させ、市民が生涯にわたって健康で充実した生活を送れることを目的とする。</li></ul>
<p>経 過</p> <p>H26.4 大和市歯及び口腔の健康づくり推進条例施行</p> <p>H27.3 大和市歯及び口腔の健康づくり推進計画策定</p> <p>H31.3 第2次大和市歯及び口腔の健康づくり推進計画策定</p>	<p>今後の予定</p> <p>R7.1 意見公募手続</p> <p>R7.3 計画策定</p>